

第 44 号議案

愛南町議会議員及び愛南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町議会議員及び愛南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

愛南町議会議員及び愛南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和 2 年愛南町条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 11 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 6 月 3 日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、愛南町議会議員及び愛南町長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるため。

愛南町議会議員及び愛南町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第7条 略</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 愛南町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が <u>7円 73銭</u> を超える場合には、<u>7円 73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>第9条、第10条 略</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 愛南町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円 31銭</u> にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚</p>	<p>第1条～第7条 略</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 愛南町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が <u>8円 38銭</u> を超える場合には、<u>8円 38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>第9条、第10条 略</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 愛南町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円 88銭</u> にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚</p>

現 行	改 正 案
<p>数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>以下 略</p>	<p>数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>以下 略</p>